

大型ごみ(有料)の出し方

1個ずつ
有料です

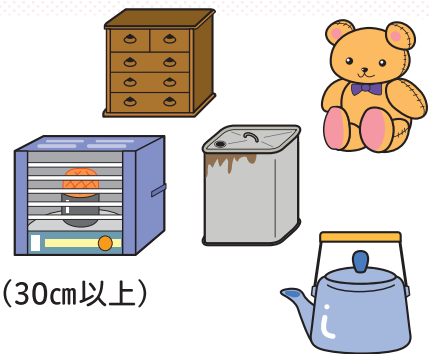
大型ごみとは

「大型ごみ」とは、「長さ30cm以上のごみ」のうち、有害ごみ(蛍光管など)、資源ごみ(一升びん、ダンボールなど)、埋立ごみ(板ガラスなど)以外のものをいいます。

「大型ごみ」は、手選別の後、分解・破砕処理され、可燃物または資源物として、それぞれ適正に処理されます。そのままでは「大型ごみ」のものでも、分解・切断などして長さ30cm未満になれば、「大型ごみ」ではなく「燃やせるごみ」または「小型及び複雑ごみ」として出せます。

品目として、次のようなものが挙げられます。

- 1 家具・寝具・家電製品など(30cm以上)
- 2 燃やせるごみのうち大きなもの(30cm以上)
- 3 資源ごみ以外のかんの大きなもの(30cm以上)
- 4 金属類でできた大きなもの(30cm以上)
- 5 金属を含む複数の素材でできている大きなもの(30cm以上)
- 6 LED蛍光灯(30cm以上)



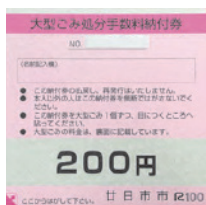
どうやって出すの?

- 1 電池、蛍光管は取り外して「有害ごみ」として出してください。
- 2 「大型ごみ処分手数料納付券(シール)取扱店」(20～23ページ参照)で「シール」を購入し、大型ごみ1個ずつにシールを必要枚数貼り付けて、決められた時間までにごみ置場へ出してください。はつかいちエネルギークリーンセンターへ直接搬入する場合も所定のシールが必要です。

※シールのないもの、不足しているものは収集されません。

※大型ごみは、袋に入れずにそのまま出してください。

大型ごみ処分手数料納付券 (200円券シール)



料金表

区分	縦・横・高さのうち 一番長い部分の長さ	シールの枚数
小	30cm以上1m未満	200円券シール1枚
中	1m以上2m未満	200円券シール2枚
大	2m以上(注)	200円券シール3枚

(注) 超大型(長さ3m以上)なもの、重量物(80kg以上)は、収集に支障をきたすため、分解(19ページ・特例③)して出すか、または、ごみ処理施設へ自ら直接搬入してください。(40ページ参照)

- 3 布団、毛布、座布団などは、1枚を小さく折りたたみ(19ページ・特例①)、ひもでしばって、一番長い部分を測ってください。(複数個を重ねないでください。)

例外 棒状のもの(傘など)については、同種類のものを複数個ひもで束ねた場合、直径(太さ)が30cm未満であれば、1つの大型ごみとみなします。この場合の料金は、一番長いものを基準にします。(19ページ・特例②)

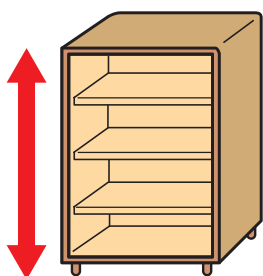
※ガムテープは使わないでください。

大型ごみの長さの測り方(1個ずつ有料です)

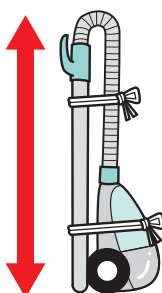
有料の大型ごみの料金は、「縦・横・高さ」のうち一番長い部分の長さで決まります。長さが30cm未満の場合は、大型ごみではなく「小型及び複雑ごみ」又は「燃やせるごみ」になります。

長さの測り方は、次の例を参考にしてください。(赤色の矢印)

本 棚

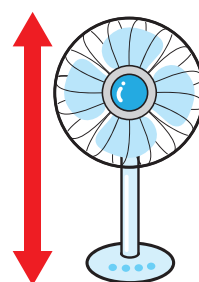


掃除機

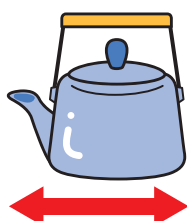


※ホースを本体にくくりつける

扇風機



やかん



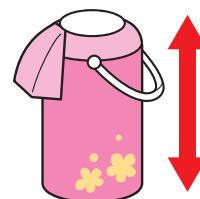
※30cm未満は小型及び複雑ごみ

自転車



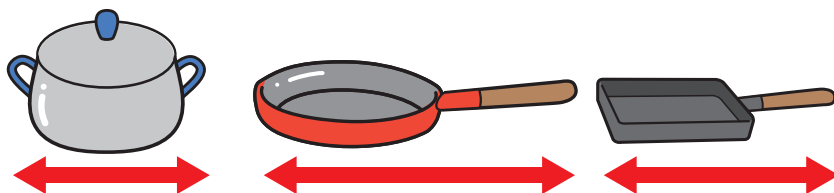
※防犯登録を解除する

ポット



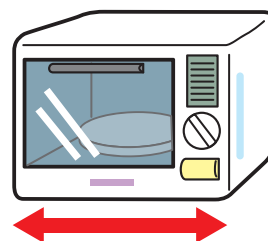
※30cm未満は小型及び複雑ごみ

なべ・フライパン(柄を含む)



※30cm未満は小型及び複雑ごみ

電子レンジ

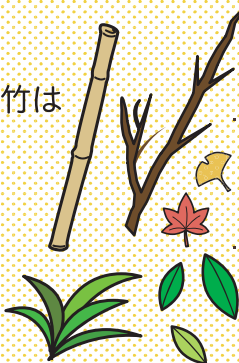


大型ごみ(有料)の出し方

注意!

生木・剪定枝・木くず・草・葉・竹の取扱い

生木・剪定枝・木くず・草・葉・竹は大型ごみでは取扱いができません。



① 木くず、竹、草、葉
(長さ30cm未満)

② 生木、剪定枝
(長さ1m以下、1本あたりの直径10cm以下)

③ 生木、幹
(長さ1m以下、できるだけ葉を落として1本あたりの直径10cmを超えるもの)

「燃やせるごみ」です

P.7

〔※燃やせるごみの特例が利用できます。〕

「資源ごみ」です

P.15

直接搬入で受け入れしています
(エコセンターはつかいち)

P.40

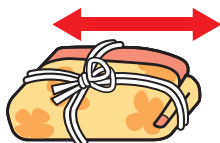
〔※地域のごみ集積所には出さないで下さい。〕

大型ごみ処分の特例

特例① 折りたたんで出す場合
(布団、毛布、座布団、じゅうたん、カーペット、ブルーシートなど)



① 1枚を小さく折りたたみ、ひもで縛ってください。(複数
1つに束ねないでください。)



② その時の、縦・横・高さのうち、1番長い部分を測り、シールを貼ってください。

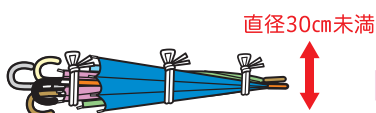
注意! 大型ごみではありません



長さが30cm未満のときは、「**小型および複雑ごみ**」として、緑色の指定袋に入れてください。

※「燃やせるごみ」には入れないでください。

特例② 棒状で同種類のものを束ねて出す場合
(傘、物干し竿、ゴルフクラブ、釣竿、ほうき、LED蛍光管など)



① 複数の傘を、直径30cm未満になるようにひもで束ねてください。
※直径30cm…1mくらいのひもで束ねられる程度



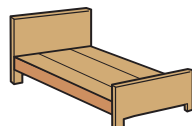
② 1番長い傘の長さを測り、シールを貼ってください。
(1束で1つの大型ごみとみなします。)

注意! 束ねるものは同種類で



あくまでも「同種類のもの」なので、傘とバットののように、別のものを束ねても1つとはみなしません。

特例③
分解して出す場合
(本棚、ベッドなど)



① 1個につき、分解したものをひもで束ねてください。(同種類のものでも、複数個分解したものを混ぜてはいけません。)



② 分解し束にしたもの全てに「○
○を分解した」と紙を貼ってください。
各貼り紙には番号と全個数を書いてください。



③ 分解したもののうち、縦・横・高さのうち、1番長い部分を測り、1番長い束にまとめてシールを貼ってください。

注意!

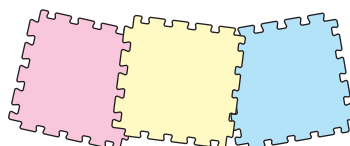
- 本来、分解せずに出せるものを、分解したときの特例です。
- ネジなどの小さな金具(30cm未満のものは、「**小型及び複雑ごみ**」です。
- マットレスは、そのまま1つずつにシールを必要枚数貼ってください。
- スキー板(ストック含む)、スキー靴、スケート靴などはそれぞれセットで1つの大型ごみとみなします。

特例④ ハンガー



10個までひもで束ねて出すことができます。
(1束で1つの大型ごみとみなします。)

特例⑤ ジョイントマット(同一規格のもの)



10個までひもで束ねて出すことができます。
(1束で1つの大型ごみとみなします。)